

## 基本仕様書（案）

※業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

### 1 件名

福岡市内産花き魅力向上事業業務委託

### 2 履行場所

福岡市農林水産局総務農林部課長（農業振興・イノシン等対策）、政策企画課 他  
（福岡市中央区天神一丁目8番1号）

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 業務の目的

Fukuoka Flower Show（以下「FFS」という。）の開催を契機に、より付加価値の高い花きの生産に向け、市内花き農家と花関連事業者との意見交換等を行うとともに、市内産花きのPRを実施し、花き業界全体の魅力向上につなげることを目的とする。

### 5 業務内容

#### （1）生産者と花関連事業者との交流会の実施

- ・市内花き農家と消費者ニーズやトレンドに敏感な花関連事業者※との交流会を実施すること。
- ・花きに関するトレンドや最新の事例紹介などを交え、参加者が相互に交流しながら、市内産花きの魅力向上につながるものとする。
- ・開催回数は1回以上とし、開催場所は市と協議のうえ決定すること。
- ・交流会に必要な人員や備品等は、受託者で準備すること。

※花関連事業者とは、FFS関係者、花きを使用する事業者、花きに関する専門家等、花き業界に携わる関係者を想定。

#### （2）先進地の視察

- ・福岡市の花き生産環境と共通点が多く、市内で導入した場合に、より付加価値の高い花きの生産が見込まれる手法で生産を行っている産地等の視察を企画・実施すること。
- ・参加者は市内花き農家とし、募集方法等について市と協議のうえ参加者を広く募集すること。なお、参加者数については10名以上を見込んでいるが、視察内容を踏まえ、市と協議のうえ決定すること。

- ・市内花き農家の課題やニーズについて分析・整理を行い、8月末までに視察の企画案を3つ以上市に提示すること。
- ・実施回数は1回以上とし、市及び農協等の関係者と内容の調整を行うこと。
- ・視察に同行し、案内する者を1人以上配置し、現地で生産技術等を説明できる者を手配し、必要に応じ分かりやすい説明資料を用意すること。
- ・移動手段や宿泊場所の確保等、視察を円滑に運営すること。その際、必要な保険に加入すること。

### (3) 研修の実施

- ・市内花き農家を対象に研修会を実施すること。
- ・研修会の講師は、花関連事業者とし、市と協議のうえ決定すること。
- ・実施回数は2回以上とすること。なお、受講者数については5名以上を見込んでいるが、研修内容等を踏まえ、講師、受託者、市の三者で協議のうえ決定すること。
- ・研修会の内容、日程、所要時間、実施場所については、原則、講師の意思を反映するものとするが、受講者の過度な負担とならないよう配慮し、市と協議のうえ決定すること。
- ・研修に必要な人員や備品等は、受託者で準備すること。

### (4) 市内産花き PR イベント

- ・令和8年3月に開催予定の FFS と連携し、相乗効果が生まれるイベントを企画・実施すること。
- ・実施回数は1回以上とし、開催時期及び場所は市と協議のうえ決定すること。
- ・イベントに必要な人員や備品等は、委託事業者で準備すること。

### (5) 広報

- ・本事業の目的及び取組みについて、市内花き農家や花関連事業者が興味・関心を持つように、受託者が準備・契約する媒体などを活用して、市と協議のうえ、効果的な広報を行うこと。

### (6) アンケート

- ・(1)～(4)の参加者に対し、各事業終了後にアンケートを実施すること。
- ・アンケートの項目や手法等については、市と協議のうえ決定すること。

## 6 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

## 7 成果物

- (1) 交流会実施報告書
- (2) 視察実施報告書
- (3) 研修実施報告書
- (4) PRイベント実施報告書

※上記(1)～(4)には、それぞれアンケートの結果を盛り込むこと。

※電子データを提出すること。

## 8 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で製作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は福岡市に帰属するものとし、福岡市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続を行うものとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (5) 福岡市は、成果物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるものとする。

## 9 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、福岡市農林水産局総務農林部職員と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (2) 上記5の業務の実施にあたっては、関係者(農協等の生産者団体、花き業界事業者等)と協議、調整の上、行うこと。
- (3) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (4) 本業務を実施するための必要経費は、全て本件業務委託費に含まれるものとし、参加費等の費用を参加者から徴収することは原則行わないこと。なお、諸般の事情により参加者から費用を徴収する場合は、事前に市の承諾を得ること。